気仙沼市海洋プラスチック対策推進会議要綱

令和元年５月10日告示第22号

（設置）

第１条　地球規模で広がっている海洋プラスチックごみの問題に対し，先駆的な取組及び持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を推進するため，気仙沼市海洋プラスチック対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議は，次の事項を所掌する。

（１）　海洋プラスチック対策の情報収集に関すること。

（２）　海洋プラスチック対策の推進に関すること。

（３）　その他海洋プラスチック対策に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は，市長を含む委員25人以内で組織する。

２　議長は，市長をもって充てる。

３　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係業界団体及び関係事業者に属する者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は，１年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　市長は、特別の事情があるときは、委員を解嘱することができる。

（会議）

第５条　推進会議の会議は，市長が招集する。

２　議長に事故があるときは，あらかじめ議長が指名する委員が，その職務を代理する。

３　議長は，必要があるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は，市民生活部生活環境課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。